

インフルエンザ 予防接種費用を 助成します

抵抗力の弱い小児や高齢者がインフルエンザにかかると重症化しやすいことから、インフルエンザから身を守るために、市では予防接種の助成を行います。

小児インフルエンザ



小児インフルエンザ予防接種は法律に義務づけられたものではなく、接種対象者と保護者の希望により接種するものです。

対象者 生後6カ月から中学3年生までのお子さん

接種場所 高山市内および飛驒市内の指定の医療機関(申請時に接種可能な医療機関一覧をお渡しします)

助成金額 1回2,200円(13歳未満のお子さん)は2回の接種が必要のため、2回分4,400円を助成します)

接種料金 接種金額は医療機関ごとに異なりますので、差額

をお支払いください。

接種期間 10月1日(火)～令和2年1月31日(金)

申請方法 10月1日(火)～12月27日(金)までの間に健康推進課(市保健センター内)または各支所地域振興課で申請をしてください。

※印鑑(簡易印鑑は不可)と福祉医療費受給者証を持参してください。

高齢者インフルエンザ



対象者
① 接種日に65歳以上の方
② 60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能の障がいまたは、ヒト免疫不全ウイルス

(HIV)による免疫機能障がい(身体障害者手帳1級)のある方

接種場所 高山市内および県内の指定の医療機関(予防接種予診票郵送時に、高山市および飛驒市の接種可能な医療機関一覧を同封します)

接種料金 1,630円(生活保護受給者は無料)

接種期間 10月1日(火)～令和2年1月31日(金)

申込方法 10月1日(火)～12月27日(金)までの間に電話でお申し込みください。

後日、予防接種予診票を郵送します。

※昨年度、市の助成を受けて接種された方には、予防接種予診票を10月初旬頃までにお送りします。



インフルエンザの予防接種は接種をすれば絶対にかからないといったものではありませんが、たとえインフルエンザに感染しても重症化することが少ないとされています。

【問合せ】健康推進課

☎35-33160

【問合せ】福祉課 ☎35-3356

更新します 福祉医療費受給者証

10月1日は、「福祉医療費受給者証」の更新日です。

《母子・父子家庭等の方へ》

今年度より、受給者証の有効期間とお届け方法について右表のとおり変更となります。

所得審査により、受給資格が継続または新たに該当となる方には、新しい受給者証を、現在受給者証お持ちの方で所得制限などの要件により、受給資格が非該当となる方には代わりにその旨のお知らせをそれぞれ9月末までに郵送によりお届けします。

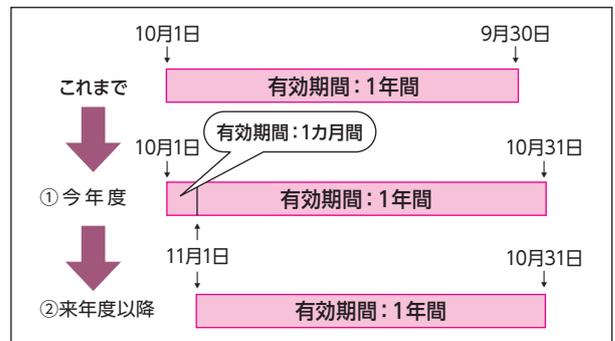
対象 下記のいずれかに該当する方(カッコは受給者証の色)

- ◆身体障害者手帳1～3級と4級の非課税世帯の方(水色)
- ◆療育手帳A1～B1とB2の非課税世帯の方(水色)
- ◆精神障害者保健福祉手帳1・2級(水色)と3級の非課税世帯の方(クリーム色)
- ◆母子・父子家庭等の方(黄色・藤色)

※「非課税世帯」とは、住民票上の世帯ではなく、同居しているすべての方を対象としています。

【母子・父子家庭等】 受給者証の有効期間とお届け方法等の変更について

- 有効期間の開始日と終了日の変更
《これまで(現在お持ち)の受給者証》 10月1日～翌年の9月30日まで
《これからの受給者証》 11月1日～翌年の10月31日まで
※有効期間(1年間)は変わりません
- 受給者証のお届け方法と時期について



- ①今年度… 10月1日～10月31日の1ヶ月の有効期間のものと、11月1日～翌年の10月31日の1年間の有効期間のものを、9月末までにお届けします
(所得の判定により、一方の受給者証のみが届く場合があります)
- ②来年度以降… 11月1日～翌年の10月31日の1年間の有効期間のものを、10月末までにお届けします